

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十二号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規
則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和四十二年佐賀県規則十一
号）の一部を次のように改正する。

別表第一の法第二条第二項に規定する土地改良事業のほ場整備事業の項中
「（ただし、事務費については $\frac{25}{100}$ 」を削り、同表の法第二条第二項に規定す
る土地改良事業の項中

防災ダム事業	
防災ダム工事	防災ため池工事
$\frac{5}{100}$	$\frac{6}{100}$

を

防災ダム事業		地域ため池総合 整備事業	
防災ため池工事	防災ダム工事	小規模ため池下 流水路整備事業	小規模ため池整 備事業
$\frac{6}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{21}{100}$	$\frac{20}{100}$

に改め、

同表の法第二条第二項に規定する土地改良事業の一般農道整備事業の項及び法
第二条第二項に規定する土地改良事業の土地改良総合整備事業の項中（ただし、

事務費については $\frac{25}{100}$ 」を削り、同表の法第二条第二項に規定する土地改良事業の経営体育成基盤整備事業の項を次のように改める。

経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業(一般型及び面的集積型)	区画整理事業にあつては $\frac{25}{100}$ 、その他の事業にあつては $\frac{22.5}{100}$ (その他の事業について、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村、半島振興法(昭和六十年法律第六十二号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第一条第一項に規定する過疎地域)同法第三十三号の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)にあつては、 $\frac{17.5}{100}$ (
経営体育成基盤整備事業(集積型)	$\frac{17.5}{100}$	

別表第一の法第二条第二項に規定する土地改良事業の地域水田農業支援緊急整備事業の項中「(ただし、事務費については $\frac{25}{100}$ 」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。